

東大阪市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 8 日

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

東大阪市職員の退職管理に関する規則（平成 2 8 年東大阪市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（任命権者への再就職の届出を要しない場合） 第 2 0 条 条例第 3 条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （１）・（２） （略） （３） 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（前 2 号に掲げる場合を除く。）であって、当該地位に就いた日から起算して 1 年間につき、<u>1, 6 0 0, 0 0 0 円</u>以下の報酬を得る場合	（任命権者への再就職の届出を要しない場合） 第 2 0 条 条例第 3 条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （１）・（２） （略） （３） 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（前 2 号に掲げる場合を除く。）であって、当該地位に就いた日から起算して 1 年間につき、<u>所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 3 項第 1 号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条の 1 6 の 2 第 1 項第 1 号イに掲げる場合（令和 9 年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額との合計額</u>以下の報酬を得る場合

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。